

アイヌ伝統文化のブランド化推進プロモーション映像制作・放映等プロモーション業務 ＜提案説明書＞

この提案説明書は、札幌市が実施する「アイヌ伝統文化のブランド化推進プロモーション映像制作・放映等プロモーション業務」の契約候補者を選定するための公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

アイヌ伝統文化のブランド化推進プロモーション映像制作・放映等プロモーション業務

2 業務目的

札幌市では、令和3年（2021年）3月、「第2次札幌市アイヌ施策推進計画」を策定し、「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を目指して、アイヌ民族に対する市民理解の促進、アイヌ文化の保存・継承・振興などの様々な事業を展開している。

本業務は、広く国内外でアイヌ伝統文化への興味・関心を高め、来札意欲（特にインバウンド需要）を促進し、アイヌ伝統文化の振興と地域の活性化につなげるため、「アイヌ工芸品」及び「アイヌ伝統文化」の2つの分野で、アイヌ伝統文化の魅力を伝えるプロモーション映像を制作するとともに、国内外に向け多様な媒体を活用して効果的に発信するものである。

なお、本業務の実施にあたっては「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を踏まえて、業務全体を通じてアイヌ民族の歴史や文化についての適切な情報発信に努めること。

3 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

ただし、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

4 履行期間

(1) 映像の企画・制作

契約締結日から令和5年1月27日（金）まで

※ ただし、天候不順等のやむを得ない事情により、撮影等に遅滞が生じる場合は、委託者と受託者との間で別途協議して定めるものとする。

(2) 映像を活用した放映等のプロモーション

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

5 予算規模

18,138千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※ この金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 参加資格

応募者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。グループ等で参加する場合には、原則として、契約の相手方となるグループ等の代表者及び他の構成員すべてが以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 令和4年度～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立て又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

7 企画提案を求める項目

- (1) 過去の類似業務実績
- (2) 業務体制の概要及び実施方法
- (3) 企画提案内容

ア 映像の企画・制作

業務目的や国内外の情勢、訪日観光客などの動向分析を踏まえたうえで制作する映像のターゲットを設定し、そのターゲットへの効果的な訴求を行うためにはアイヌ伝統文化が持つどのような魅力を紹介すべきか、映像の構成を含めた提案を行うこと。

当該提案においては、「どの時代」「どの地域」のアイヌ伝統文化をクローズアップし映像化するかについて明示し、多様性を持つアイヌ伝統文化がステレオタイプ化しないよう留意すること。また、そのクローズアップしたアイヌ伝統文化が過去のものである場合は、現在ではどのように受け継がれているのかを、併せて明示すること。

イ 映像を活用した放映等のプロモーション

制作した映像を使用したプロモーション方法について提案すること。

当該提案にあたっては費用対効果を重視することとし、限られた予算の中で最大限の効果が見込まれるような企画になるよう十分に配慮すること。また、そのプロモーションによる成果（目標値）を設定すること。

8 企画提案に関するスケジュール

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 公募開始 | 令和4年7月 4日（月） |
| (2) 質問書提出期限 | 令和4年7月14日（木）17時00分 |
| (3) 参加意向申出書提出期限 | 令和4年7月20日（水）17時00分 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和4年7月25日（月）17時00分 |
| (5) プレゼンテーション審査 | 令和4年7月28日（木）午後を予定 |

- (6) 結果通知 ※詳細は、参加意向申出書提出者に別途通知する。
令和4年7月29日（金）以降
- (7) 契約締結予定日 契約候補者決定後、札幌市の指定する日

9 質問及び回答について

(1) 提出方法

様式1により、下記「18 応募・問い合わせ先」あてに電子メールにて提出すること。電話や窓口での質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和4年7月14日（木）17時00分とする。

(3) 回答

令和4年7月19日（火）17時00分までに、質問者名を伏せて札幌市市民生活部ホームページに随時掲載する。ただし、本件業務に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

10 参加意向申出書の提出

(1) 提出書類

参加意向申出書（様式2） 1部

(2) 提出期限

令和4年7月20日（水）17時00分（必着）

(3) 提出方法

下記「18 応募・問い合わせ先」あて郵送又は持参

※ 郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※ 直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

11 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下のア～キの構成で一式とし、10部提出すること。書式・枚数はそれぞれ以下のとおりとする。

ア 表紙（A4判、片面印刷、1枚、様式自由）

「アイヌ伝統文化のブランド化推進プロモーション映像制作・放映等プロモーション業務」と記載し、社名も併せて記載すること。

イ 類似業務等実績一覧（A4判、片面印刷、必要枚数、様式3）

本業務に生かすことができると考えられる類似業務の実績について、差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。

また、これまでに制作した映像を提出し、下記12で行う企画提案審査時に説明時間（15分間）の中で審査員の前で放映することができる（任意）。なお、その際の注意事項は次のとおりとする。

※ 映像のデータ形式はMP4又はWMV、時間は概ね5分以内で、DVD（1枚）とする。

※ 本業務提案のために新規に制作することも可。

ウ 業務体制の概要及び実施方法（A4判、片面印刷、1枚、様式4）

エ 業務従事者一覧（A4判、片面印刷、必要枚数、様式5）

(ア) 本業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社（者）の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。

(エ) 履行期間中、委託者との打ち合わせ等の際に常に参加するなど、委託者との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには「○」を付けること。

オ 業務スケジュール（A3又はA4判、片面印刷、必要枚数、様式自由）

カ 企画提案書（A3又はA4判、片面印刷、必要枚数、様式自由）

「アイヌ伝統文化のブランド化推進プロモーション映像制作・放映等プロモーション業務仕様書」及び下記12の「企画提案の審査」を踏まえ、必要な事項を記載すること。

企画提案の映像イメージは、企画コンテ（字コンテ）や絵コンテ等を用いた方法により提案すること。

キ 積算書（A4判、片面印刷、必要枚数、様式自由）

積算根拠が分かるように作成すること。

(2) 提出期限

令和4年7月25日（月）17時00分（必着）

(3) 提出方法

下記「18 応募・問い合わせ先」あて郵送又は持参

※ 郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※ 直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

12 企画提案の審査

(1) プレゼンテーション審査

審査は、「アイヌ伝統文化のブランド化推進プロモーション映像制作・放映等プロモーション業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」という。）において、企画提案書等及び次に掲げるプレゼンテーションの内容を総合的に評価した上で行う。

ア プレゼンテーションは、令和4年7月28日（木）午後を予定しており、詳細については、参加意向申出書を提出した者に別途通知する。

イ プレゼンテーション出席者は、総括責任者を含む最大5名までとする。また、持ち時間は30分（説明15分、質疑15分）程度とし、本市の指示した時刻から順次個別に行う。

ウ プレゼンテーションは事前に提出した企画提案書に基づいて行うこととし、当日の資料の追加は認めない。

上記11(1)イで提出した映像を用いる場合は、説明15分の中で放映すること。なお、映像を放映するにあたり、プロジェクター・スクリーン・パソコンは本市が用意するので、事前に申し出ること。

(2) 審査方法

審査は、次表に示す「評価項目及び評価基準表」による総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。

なお、総合得点満点の6割を最低基準点とし、最低基準点を下回る場合は契約候補者としない。審査の結果、委員会委員の評価の合計が同点の企画提案があるときは、下記評価項目のうち、「2(1) 映像の企画・制作」の評価点が最も高いものを選定する。それでもなお同点の場合はくじ引きにより選定するものとする。

応募者が多数の場合は、企画提案書等に基づき事前審査を行い、企画提案者を4者程度まで絞った上でプレゼンテーション審査を行う。

【評価項目及び評価基準表】

評価項目	評価基準	配点
1 業務執行能力 【20点】		
(1) 類似業務実績	・委託業務の実行力を示す類似業務の実績があるか。	10点
(2) 体制及び実施方法	・業務全体を円滑に進められる、必要かつ十分な体制・実施方法であるか。	10点
2 企画提案内容 【150点】		
(1) 映像の企画・制作	・ターゲットの設定や映像構成は適切で、魅力的な映像制作が期待できるか。	100点
(2) 映像を活用した放映等のプロモーション	・設定したターゲットに効果的に訴求するプロモーションが企画されているか。 ・企画したプロモーションによる成果指標及び成果（目標値）は妥当であるか。	50点

13 契約候補者及び契約

委員会における審査の結果、最低基準点以上の得点を得た事業者等の中から、最上位1者を契約候補者として選定する。また、提案者が1者であっても、最低基準点を超えたときは、契約候補者として選定する。

審査の結果は、選定した事業者等には決定通知を、落選した事業者等には落選通知を送付する。

(1) 通知日

令和4年7月29日（金）以降

(2) 対象業務の委託

ア 委員会で選定された契約候補者は、札幌市と委託契約に係る詳細を協議する。この協議の結果、企画提案の一部を変更する場合がある。

イ 協議が整い次第、札幌市契約規則等の関係規程に基づき、随意契約の方法により契約を締結する。

ウ 協議が整わない場合や、選定した契約候補者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を選定する。ただし、次点の評価を受けた事業者が最低基準点に満たない場合は選定しない。

(3) 選定結果に係る疑義の申立て

ア 評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例に規定する休日を除く。以下同じ。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。ただし、持参により提出するものとし、送付や電送によるものは受け付けない。

イ 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面により回答する。

14 参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で委員会委員と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

15 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

16 著作権等に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合、札幌市は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

17 その他留意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。

- (3) 提出書類等は返却しない。
- (4) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (5) 契約候補者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製及び必要な改変を含む。）。

18 応募・問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎13階）

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課 担当：中山

電話：011-211-2277 F A X：011-218-5153

メールアドレス：ainushisaku@city.sapporo.jp